平成２１年（フ）第３２６８号
福岡市南区野間４丁目18番19―304号
債務者　弥永　康史
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６９号
福岡市南区野間４丁目18番19―304号
債務者　弥永美智子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５２１号
奈良市帝塚山南１丁目６番８号
債務者　栂村　和子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１３号
奈良市五条畑２丁目１番１―205号
債務者　川﨑　雄彦（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４２号
奈良県大和郡山市九条町1043番地133　２階１号室
債務者　亀井　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７５３号
奈良県生駒市真弓３丁目９番17号
債務者　岡田　直子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８７号
奈良県天理市田井庄町295番地１
債務者　Ｃａｆé＆Ｓｈｏｔ　Ｂａｒ２Ｂこと
池田　幸三
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９２号
奈良県天理市嘉幡町542番地１
債務者　西川　一見
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１５号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　４―401
債務者　早河　　瞳
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
北海道岩見沢市幌向南１条３丁目338番地２
債務者　菅原セツ子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３５号
北海道岩見沢市幌向南１条３丁目338番地２
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第５９４号
青森市大字羽白字富田５番地
債務者　嶋田　俊六
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
青森市大字野尻字野田46番地１　アルカディア２―201
債務者　向井　直哉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
青森市長島４丁目10番12号
債務者　下山このゑ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
青森市大字奥内字宮田20番地３
債務者　附田　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
宮城県石巻市伊原津２丁目10番58号
債務者　米倉　明美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
宮城県石巻市湊町２丁目５番４号
債務者　及川　宣子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
長野県安曇野市豊科高家1137番地99
債務者　中田　明子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長野地方裁判所松本支部